

2017年度 東京大学 全学交換留学（国際本部担当）

派遣候補学生募集要項（2017-2018 年春募集）

2017.4.27

募集に関する情報・応募書類等は変更の可能性があります、また有益な情報・よくある質問等を後日追加して掲載する場合がありますため、最新情報を必ず Go Global 東京大学海外留学・国際交流情報ウェブサイトで確認すること。<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/program/exchange.html>

1. 概要

交換留学（派遣）とは、本学正規課程の学生が、本学に在学したまま、概ね1年以内の1学期間または複数学期の間、本学が全学学生交流覚書を締結している海外の大学（以下「協定校」とする。）において、科目履修または研究指導等の教育の機会を得ることをいう。

留学期間中は、協定校において授業料は徴収されず、本学規定の授業料を本学に納めることとなり、留学中の在学期間も本学修業年限に通算される（留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」又は「研究指導の委託」となる）。

また、協定校において所定の要件を満たした場合には単位が付与される。その単位が本学での単位として認定されるか等については、学部・研究科等（以下「部局」とする。）により異なるため、留学時に所属する部局の担当部署に事前に相談する必要がある。

なお、全学交換留学とは、国際本部が担当する全学の学生交流協定（覚書）に基づく交換留学を指し、本募集はその派遣候補学生を募集するものである。各部局が担当する学生交流協定（覚書）に基づく協定校への留学を希望する場合は、所属部局の担当部署へ問い合わせること。

2. 応募資格・条件

以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 協定校が定める交換留学生の資格を有すること。語学要件については各部局での応募締切日時時点で満たしていること。なお、協定校によっては、交換留學生が所属できない学部・研究科や、履修できない授業、履修が保証できない授業等があるため、各自の責任により協定校のウェブサイト等で十分確認すること。

(2) 申請時および留学期間を通じて本学学部又は大学院研究科・教育部の正規課程に在籍すること。留学期間内に学部・大学院を卒業・修了する者は申請できないので注意すること。

(3) 学部後期課程・大学院への進学予定者は、留学開始時までに進学していること。渡航中に前期課程から後期課程への進学、学士課程から修士課程への進学、修士課程から博士課程への進学等は本交換留学中は、認めないので必要な手続きを取ること。

但し、AIKOM(Abroad In KOMaba:教養学部後期課程の留学プログラム)の全学交換留学への移行措置として、今回の募集では、教養学部後期課程への進学予定者については、教養学部が認めた学生に限り、

渡航期間中の進学を前提とした申請を可とする。詳細については、教養学部の以下 HP を確認すること。

Global Komaba: www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp ※ニュース>海外留学参照

- (4) 留学期間が1学期以上で概ね1年以内であること。応募後の留学期間の変更は原則として認められない。
- (5) 留学時に所属する予定の部局の担当部署（「問合せ先」参照）に相談し、申請前に留学に関する留意点の説明を充分受け、納得した上で申請すること。
- (6) 留学時における本学の指導教員等が既に分かっている場合は、申請する旨承認を得ておくこと。
- (7) 留学する際、所属する部局で「留学」又は「研究指導の委託」の手続きをとり渡航すること。
- (8) 本学での授業・試験日程、就職活動、その他各自の予定等を申請前に十分確認し、参加が可能な場合のみ応募すること。本学からの派遣可能人数に上限があり、学内選考後に辞退すると他の学生の留学の機会を失することにつながるため、申請後に辞退することのないよう注意すること。
- (9) 留学中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」への加入が必須（自己負担）である。
- (10) 日本学術振興会の特別研究員（DC）に採用が決まっている学生の応募も妨げない。

3. 募集対象協定校

別紙協定校一覧を参照すること。

4. 募集対象留学期間

◆ 本募集要項中の定義

「秋学期」とは、7～9月頃から11月～翌年1月頃までの留学期間を指す。

「春学期」とは、1～3月頃から4～6月頃までの留学期間を指す。

必ずしも協定校において「秋学期」「春学期」という名称ではないので注意すること。特に南半球の協定校においてはこの名称ではない。なお詳細な留学期間は協定校の定める学年暦及び期間に従うため、協定校のウェブサイト等で確認すること。

(1) 募集対象期間は以下の通りとする。なお、②は春学期が学年暦の開始となる協定校（南半球各国や韓国に多い）のみ申請を可とする。

①2017-2018 年期 春学期

②2017-2018 年期 春学期及び2018-2019 年期秋学期

(2) 学年暦のずれのため、協定校への留学期間の前後に本学での授業を履修できない期間が生じ、標準修業年限での卒業ができないこともあるため、留学時に所属する予定の部局の担当部署にて充分確認・相談の上申請すること。

(3) 標準修業年限最終年次に留学希望の者について、留学前に各部局の定める授業科目及び単位数を全て修得済みで、かつ留学期間中に標準修業年限を迎える場合、留学中であっても卒業の認定がなされる場合があるので、留学時に所属する部局の担当部署にて充分確認・相談の上申請すること。たと

え留学期間中であっても、本学から卒業の認定がなされた者については、卒業後の交換留学の継続は認められない。

5. 費用

(1) 授業料

学生交流覚書により、協定校における検定料・入学料・授業料は不徴収となり、本学規定の授業料を本学に納める。

(2) その他の経費

その他の留学に要する経費は自己負担とする。

6. 奨学金

原則として、採択者のうち希望者全員に国際本部より奨学金（返済不要）を支給する。

参考に国際本部以外で募集された 2016-2017 年期留学者の奨学金の例についても以下に紹介する。ただし他団体等から奨学金を受給している場合、奨学金の併給ができない場合がある（詳細は別添 1 参照）。受給を希望する者は、申請書の「奨学金受給希望状況確認書」にて申請すること。

奨学金を希望する学生は、その他、以下の奨学金に申請することができる。

①独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）（有利子貸与型）：

海外の大学に短期間（3 ヶ月以上 1 年以内）留学する際に、有利子貸与型の奨学金を支給するもの。プログラム付属奨学金とも併給可能である。ただし、留学により取得した単位が国内在籍学校の単位として認定される留学であることが条件となるので、留学時に所属する予定の部局の担当部署および本部奨学厚生課奨学チームによく確認すること。

-貸与額：月額 3 万円～15 万円までの選択制

詳細は http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_02_j.html#tanki_ryugaku を確認のこと。

②その他各種団体等の奨学金：

より条件のよい各種奨学団体等による奨学金制度に申請することも可能である（採択された場合、プログラム付属奨学金は受給できないことがある）。

参考：「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイト 「奨学金・海外活動奨励費一覧」

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/scholarship/list.html>

なお、本プログラムの参加者は、本プログラム参加のために、「東京大学海外派遣奨学事業 2017 年度短期（3 ヶ月以上 1 年以内）海外留学等奨学金第 1 回募集」に応募することはできない。

7. 在籍身分

(1) 協定校での在籍身分は協定校において決定される。

(2) 協定校へ留学中の本学における学籍上の身分は、学生の所属部局の認定により「留学」とする。ただし、大学院学生の場合、全学交換留学においてその活動の実態により「留学」又は「研究指導

の委託」の手続きをとることとする。

8. 応募方法

下記応募書類一式を申請時に所属する部局の締切日までに担当部署へ提出すること。締切日は2017年5月下旬～6月上旬頃。所属部局により異なるので担当部署に確認すること。チェックリストを利用し、書類に不備がないかどうかよく確認すること。

各部局担当部署一覧：<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/contacts/inquiry.html>

応募書類ダウンロード先：<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/program/exchange.html>

<ExcelファイルおよびA4判紙面（片面印刷）で提出するもの>

(1) 派遣候補学生学内申請書

※希望協定校を1校のみにしたほうが選考で優先されるわけではないため、留学を希望する協定校があればすべて記載すること。なお学内選考後の辞退は認められないため、真剣に留学の意思がある協定校のみ記入すること。

※学内選考後、本学から推薦するのは第一希望～第三希望のいずれか一校のみとなる。

※各協定校の募集枠数の上限により1学期間のみ派遣可となった場合でも留学を希望する場合は、申請書項目9. で「1学期のみ派遣可となっても留学を希望する」を選択すること。

※イェール大学については先方の奨学金付きプログラムであり、学内選考後にイェール大学側でも選考を厳しく行うので注意すること。例年1名程度が採択される。

※署名は必須である。

※様式変更（行・ページの追加、余白の変更等）はしないこと。

(2) 成績評価係数計算表

(3) 奨学金受給希望状況確認書

<A4判紙面（片面印刷）で提出するもの>

(4) 大学入学後全学期の成績証明書（英文）原本

※成績評価の基準（何段階評価か、等）が説明されている部分も含めて提出すること。

※国内外を問わず、大学入学以降の成績証明書を提出すること。なお、専門学校および中途退学をした大学、大学院の成績証明書は提出不要である。

※他大学の成績証明書について、原本の提出が困難な場合は、写しの提出でも可とする。ただし、学内選考通過後、協定校が原本の提出を求める場合は別途提出すること。

(5) 現在所属する部局の指導教員（又は担任教員、授業担当教員）など、申請者の人物を把握できる本学教員からの推薦書（日本語又は英語）1通（厳封）

※推薦者の直筆署名か捺印が入ったものの原本。

※推薦書作成者により厳封されたものを提出すること。

※推薦書は原則学内選考用とする。学内選考通過後、協定校が推薦書の提出を求める場合は、協定校への応募用の推薦書を別途提出する必要がある。

(6) 誓約書原本

(7) パスポートの顔写真ページの写し (カラーで鮮明なもの、保有者のみ)

(8) 語学能力証明書類 (項目 9 を参照のこと)

9. 語学能力証明書類に関する詳細

(1) 留学先での学習・研究に英語を使用する場合の提出書類

協定校が要求する基準を満たすTOEFL-iBTもしくはIELTS (アカデミック・モジュール) のスコアの写しを提出すること。なお、東京大学の学内選考ではTOEFL-iBT79点以上またはIELTS (アカデミック・モジュール) 6.5以上を要件とする。TOEIC等上記以外の英語能力検定試験による応募は認めない。ウェブ上で確認できるスコアの写しの提出でも可とする。

ただし、英語で初中等教育を受けたことを証明する書類など (英語圏の高等学校の卒業証書の写しなど) を語学能力証明書とみなすことを協定校がFactsheetなどに明示している場合に限り当該書類で代えることができる。

(2) 留学先での学習・研究に英語以外の言語を使用する場合の提出書類

協定校が要求する基準を満たす下記書類を提出すること。なお協定校が基準を定めていない場合はCEFR (Common European Framework of Reference for Languages) のB 1以上を要件とする。原則下記①を提出すること。各部署の応募締切日までに①の取得が間に合わない場合のみ、②の提出でも可とする。

①留学先で使用する言語の語学能力検定試験のスコアや証明書の写し

※英語以外の言語で記入されている証明書類には和訳または英訳を添付すること。

②本学語学担当教員による、留学先で使用する言語での学習・研究に支障のない語学能力を証明する書類の原本 (所定様式)

※英語もしくは留学先で使用する言語で記入してもらうこと。

(3) 各部署での応募締切日時時点で協定校が要求する語学要件を満たし、かつ有効期限内の証明書を提出すること。

(4) 協定校が要求する語学要件や有効期限等は、各自で責任を持って最新の情報を協定校のウェブサイト等で確認すること。

(5) 各部署での応募締切日後、本部での学内選考が終了するまでの間は、語学能力を証明する書類の追加提出・差替は認めない。

10. 学内選考

書面および面接審査を 2017 年 7 月 8 日 (土) に行う。面接日程等重要事項はEメールで連絡するため、応募後は定期的にEメールを確認すること。重要な連絡が迷惑メールフォルダに振り分けられてしまう例もあるため、迷惑メールフォルダも確認すること。

11. 学内選考結果通知時期

2017年7月下旬頃 選考結果は所属部局を通じて通知する。

12. 派遣候補学生内定後の留意事項

(1) 派遣候補学生に内定した場合は協定校が定める応募書類を改めて作成し、本部国際交流課へ提出することとなる。協定校のウェブサイト等を参考に、早めに協定校が定める応募書類の準備を進めておくこと。その応募書類をもって本学から協定校へ推薦し、協定校における審査の後、受入許可の通知を受領した時点で、留学が正式決定となる。

※学内選考時に提出した語学能力検定試験の証明書類の日付が、協定校の求める有効期限を満たしているか確認すること。

(2) 協定校への応募書類の作成及び手続きは、本人の責任において十分確認の上、遺漏なきよう行うこと。

(3) 入学、渡航、及びビザ取得手続き等は協定校の指示に従い、留学先の国や地域の大使館等で必ず最新の情報を得て本人の責任により行うこと。また、これらに要する費用も本人の負担となる。

(4) 協定校における専攻・履修可能な授業等は、原則として本人の希望等によるが、協定校の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限らない。

(5) 派遣候補学生に内定した場合でも、次の場合は派遣できない。

- ① 協定校の募集人員が減ったとき。
- ② 協定校の受入許可が得られなかったとき。
- ③ 「3. 応募資格・条件」の要件を満たしていないことが判明したとき。
- ④ その他、国際本部が留学が適当でないと認めたとき。

(6) 派遣の資格を満たすことができない可能性が生じた場合、早急に所属する部局の担当部署を通じて本部国際交流課へ連絡すること。なお、交換留学は協定校との間で推薦枠を決めて行われているため、派遣候補学生内定後は特別な事情がない限り辞退がないように注意すること。

(7) 一般的な留学のための情報や危機管理等については、「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイト参照すること。(<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/voyage/>) 特に、海外渡航危機管理ガイドブックは必ず熟読すること。

(8) 留学中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会 (JEES) の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入すること。全学交換留学への参加には、「付帯海学」への加入は必須条件とする (加入に要する経費は自己負担となる)。なお、加入に当たっての詳細は留学が正式に決定した学生に追って通知する。

(9) 留学時に所属する部局で「留学」の手続きをとり渡航すること。ただし、大学院学生の場合、全学交換留学においてその活動の実態により「留学」又は「研究指導の委託」の手続きをとることとする。手続き内容については、留学時に所属する部局の担当部署にて事前に確認すること。

(10) そのほか、本学が指示する注意事項に従うこと。

1 3. プログラム参加の際の注意事項

- (1) プログラムの趣旨を理解の上、十分な学習成果を挙げ、プログラムを修了することに努めること。
- (2) 参加学生は本学を代表する立場にあることを自覚し、滞在先の機関・国の法令、規則、規程、マナー等を遵守すること。

1 4. 留学後の報告等

- (1) 派遣学生は、派遣前に案内がある「帰国後提出書類」について留学期間終了後2週間以内に提出すること。
- (2) 各種奨学金の受給者については、上記以外にも指定された報告書類等を提出すること。
- (3) 派遣先大学で修得した単位等を本学の単位として認定できるかどうかは所属部局の判断による。本プログラムで修得した単位等が必ずしも本学の単位となるとは限らない。単位認定の手続き等については、所属する部局の担当部署にて事前に確認及び相談すること。
- (4) 派遣学生には本学の国際化に関する取組への協力を依頼する場合がある。報告会や説明会への参加、留学プログラムの広報や学生へのアドバイス、アンケート調査等の依頼があった場合、やむを得ない事情のない限り協力すること。

1 5. その他

申請に当たって所属部局及び本部国際交流課が知り得た氏名・連絡先その他の個人情報については、派遣候補学生の選考・決定、協定校への手続、本学の国際化に関する取組への協力依頼等の業務を行うために利用する。

1 6. 問合せ先

本件に関する問い合わせは、所属部局の担当部署を通じて行うこと。

各部局担当部署一覧：<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/contacts/inquiry.html>

奨学金の支給要領及び受給資格・要件について

(2017年度東京大学全学交換留学(国際本部担当)派遣候補学生募集要項 2017-2018 年春募集用)

2017.4

東京大学本部国際交流課

1. プログラム付属奨学金の支給要領

本プログラムの参加者には、希望者のうち日本学生支援機構(JASSO)の定める成績と国籍以外の要件を全て満たす場合に、以下の要領にて奨学金(返済不要)を支給する。

- ① 全学交換留学学内選考のスコアにて、申請者のうち上位の学生については、(ア)JASSO(イ)The Fung Scholarships(ウ)本学 のいずれか(本学にて選定。学生による選択不可)より奨学金を支給する。奨学金の月額(派遣先の地域区分により異なる。別添2参照)及び支給方法はJASSOの定めのとおりとする。
- ② 学内選考のスコアが下位の学生については、支給額は一律月額5万円とする。ただし、JASSOの成績要件を満たす場合には、①と同額の奨学金月額を支給する。
- ③ 他団体等から奨学金を受け、当該奨学金支給団体側において、奨学金の併給を認めない場合、本プログラム参加のために他団体等より①～②で支給する金額以上の支給月額の奨学金を受給している場合及び本プログラム参加のために「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN 日本代表プログラム～」の奨学金を受給している場合は①～②の奨学金を支給できないので注意すること。

※「3. JASSO 奨学金受給の資格及び要件」をよく確認すること。

2. プログラム付属奨学金の申請要領

奨学金受給希望状況確認書(所定様式)を提出する。記入時は以下の点に注意する。

- ① 成績評価係数の計算、その他本紙に記載の事項については、自らの責任でよく確認すること。確認ミスのため想定していた本奨学金が受給できず、他の奨学金の募集が終了していた場合でも、特別な処置はできない。成績評価係数の計算のよくある間違いとして、単位数ではなく履修した授業の数で計算してしまう場合があるため、必ず単位数で計算すること。
- ② 「前年度の成績評価係数」については、2016年度の成績評価係数とする。大学院1年目で、2016年度の所属が他大学の場合は、当該他大学の成績で計算すること。2017年4月入学の学部1年生は、前年度の成績がないため、申請書類の記載内容をもって、成績評価係数2.30以上に相当すると認められるかの判断を行う。

3. JASSO 奨学金受給の資格及び要件

JASSOの奨学金を受ける資格を有する者は、本学の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本学が実施する奨学金支給割当を受けた派遣プログラムに参加を認める者で、次の①～⑨に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。
- ② 学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ③ 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、本学における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとする。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価					
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意)履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- ④ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
JASSOが実施する平成29年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とするが、状況に応じ、本学において「経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とする。
 参考URL：JASSO平成29年度第二種奨学金在学採用（「家計基準」の項を参照。）
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/2shu.html>
- ⑤ 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑥ 派遣プログラム終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者
- ⑦ 派遣プログラム参加にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費等及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が本制度による奨学金月額（別添2参照）を超えない者
 注意1：上記⑦について、他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
 注意2：派遣学生は、**JASSO**が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金との併給が認められる。留学期間中の貸与を休止する場合は、所属学部の担当部署において休止手続きを行うこと。
 注意3：官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～との併給はできない。
- ⑧ 奨学金支給団体（**JASSO**）及び本学が指定する報告書類に十分な内容を記載し、指定の期日までに提出できる者。また、派遣終了後のフォローアップ・進路状況調査等の依頼に協力できる者。
- ⑨ 奨学金支給団体から依頼があった場合に、学内選考時に提出した情報（氏名・連絡先・所属等）を本学から提供することを了承できる者。

派遣先地域による奨学金月額

地区	地域名・都市名	地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額 100,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、 ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザ フスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、 コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タ ジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリ ー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボス ニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビ ア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額 60,000円	・アジア (インドシナ半島[シンガポール、タイ、ミャンマ ー、マレーシアを含む]、インドネシア、大韓民 国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港 を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ